

第3章 SDGsについて

1 SDGsとは

SDGsは、2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年を年限とする持続可能な開発目標です。SDGsの理念は、「持続可能」「誰一人取り残さない」「パートナーシップ」であり、17の目標の達成に向けて、環境・社会・経済の広範な課題の解決に、統合的に取り組もうとするものです。

2 本市におけるSDGsの取組

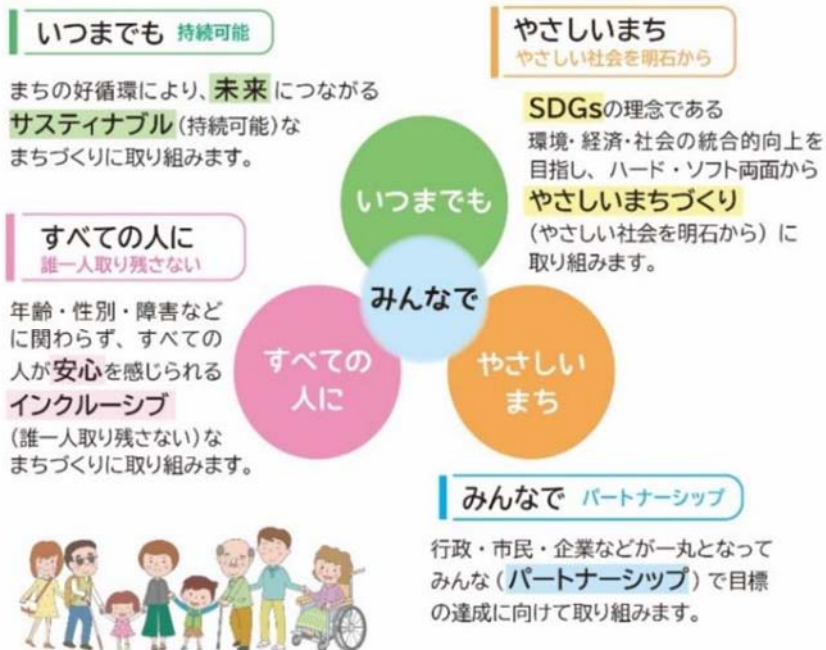
こうしたSDGsの取組は、本市のこれまでの取組とも大きく関連しており、2020年7月には、これまでの先進的な取組が評価され「SDGs未来都市」に選定されました。

また、2022年度から2030年度を計画期間とする市の最上位の総合計画として、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」が策定されましたが、その中では、SDGsを計画の柱に据えて、2030年のあるべき姿として、「いつまでも（持続可能）」、「すべての人に（誰一人として取り残さない）」、「やさしいまち（やさしいまちを明石から）」を「みんなで（パートナーシップ）」と定めています。

2030年のあるべき姿（目指す10年後のまちの姿）

SDGs未来安心都市・明石

～いつまでも すべてのひとに やさしいまちを みんなで～



3 第3期あかし教育プランにおけるSDGsの取組

あかしSDGs前期戦略計画（2022年度～2025年度）では、SDGsの17の目標を包含する環境・社会・経済の三側面のまちづくりの方向性を、「人にも自然にも地球にもやさしいまち」「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」「にぎわいと活力が持続するまち」としています。

また、これらの方向性に基づく施策展開の5つの柱として、「①豊かな自然と共存し、暮らしの質を高める」「②笑顔あふれる共生社会をつくる」「③こどもの育ちをまちのみんなで支える」「④安全・安心を支える生活基盤を強化する」「⑤まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す」を掲げ、重点的に施策を展開することとしています。

教育分野においても、これらの方針に沿った取組を進めていくとともに、持続可能な社会の実現に向けて、子ども自身が、将来にわたって持続可能なまちづくりの担い手となれるよう力添えをしていく必要があります。

そこで、第3期あかし教育プランにおいては、次の3点を柱とします。

「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」
「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」
「持続可能な社会の担い手を育成する」

（1）「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」

「第3期あかし教育プラン」では、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」のめざすまちの姿の一つである「やさしいまち（やさしいまちを明石から）」の社会面での目標となる「すべてのひとが助け合い安心して暮らせるまち」を実現するために、SDGsの目標4にあるとおり「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育」を提供します。第5章に記載するすべての取組がこれに該当しますが、特に「すべての人に（誰一人取り残さない）」という理念を実現するために

- ・ 特別な支援を必要とする子どもへの支援
 - ・ ジェンダー平等の実現に向けた取組
 - ・ いじめ、不登校などへのきめ細やかな対応
 - ・ 経済的に困難な世帯の子どもへの経済的支援と学習機会の保障
 - ・ 外国籍、LGBTQ+などマイノリティへの適切な支援
- などに取り組みます。

取組の詳細については、第5章の方策1-3、方策1-4、方策4-3、方策5-4、方策8-2、方策9-1、方策9-2、方策9-3の項目で記載しています。

（２）「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」

子どもに対しては、これまでも学校だけでなく、家庭や地域などの様々な主体が連携して関わってきていますが、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」のめざすまちの姿の一つである「みんなで（パートナーシップ）」を実現するために、これらの取組をさらに推進します。

第5章に記載するすべての取組において関連がありますが、特にボランティアとの協働や児童相談所等の関係機関との連携などの学校・教職員以外の関わりについて、第5章で詳しく記載しています。

また、第4章に記載する「基本目標」を達成するためには「地域・家庭・学校の連携と協働による社会に開かれた教育課程の実現」が欠かせません。そのためにはコミュニティ・スクールの仕組みを生かして学びと育ちを総合的にデザインしていくことが必要となります。そこで、コミュニティ・スクールの取組を推進していきます。

取組の詳細については、第5章の方策6－2の項目で記載しています。

（３）「持続可能な社会の担い手を育成する」

SDGsの目標4のターゲット4.7では、「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」を通して、「すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と掲げられています。

ここで記載されている教育は、持続可能な開発のための教育（ESD）といいますが、教育による持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGsの17の目標すべての達成に貢献するものです。そのため、持続可能な開発のための教育（ESD）を一層推進することが、SDGsのすべての目標の達成に直接・間接につながり、本市の目指すまちの姿にもつながるものといえます。

また、このことは、小・中・高等学校の「新学習指導要領」や国の「第3期教育振興計画」にも明記され、重点的に取り組むことがうたわれているところです。

そこで、本市においても持続可能な開発のための教育（ESD）に取り組んでいきます。

取組の詳細については、第5章の方策2－4の項目で記載しています。